

議案第 73 号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 16 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「から第 12 条まで」を「、第 11 条」に改め、同項の表第 12 条の項を削り、同表第 50 条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する園長」に改める。

第 2 条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、第 11 条」を「から第 12 条まで」に改め、同項の表第 11 条の項の次に次のように加える。

第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第14条第1項の表第20条第1項の項中「教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援」を「教育及び保育並びに子育ての支援」に改め、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第2項中」を加え、「便所」と」の次に「、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であって」と」を加える。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から第11項まで」に、「又は」を「、」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに」を「、」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

- 1 1 第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、4人未満の満1歳未満の園児を入園させる幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 1 2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、園児の保育に直接従事する職員及び乳児室等の設備を他の社会福祉施設の職員及び設備に兼ねさせることができることとすること、園児の教育及び保育に直接従事する職員について、1人に限って、看護師等をもって代えることができることとすること等のため、この条例を制定するものである。